



# 長野県報

8月27日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2703号

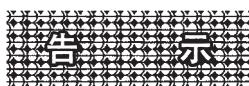
## 目 次

### 告 示

事務処理規則に基づく平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	1
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の委任（2件）（建築住宅課）	2

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（県民協働課）	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	3
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（14件）（道路管理課）	4
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	20
特定調達契約に係る落札者の決定（通信指令課）	21



### 長野県告示第384号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、平成27年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成27年8月27日

長野県知事 阿部 守一

長野県多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け26農整第172号農政部長通知）の規定に基づく交付金（事業が県全域にわたる団体に係るもの）を除く。）

行政改革課

道路用地とするため

森林づくり推進課

### 長野県告示第385号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
伊那市高遠山室63の6、64の6、64の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

### 長野県告示第386号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年8月27日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1,000）

#### 2 作業期間

平成27年8月10日から平成28年1月29日まで

#### 3 作業地域

松本市、大町市

建設政策課

### 長野県告示第387号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間  
平成27年8月21日から平成28年1月29日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡小谷村、北安曇郡白馬村

建設政策課

建築住宅課

## 長野県告示第388号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（地図情報レベル1000及び2500数値地形図修正）
- 2 作業期間  
平成27年8月6日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

## 長野県告示第389号

坂城町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成27年9月1日から平成28年3月8日まで
- 3 作業地域  
埴科郡坂城町

建設政策課

## 長野県告示第390号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項及び第77条の35の8第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり業務を委任しました。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
日本建築検査協会株式会社  
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 業務区域  
長野県の全域
- 3 業務を行う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋三丁目15番6号
- 4 委任した業務

建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の業務

- 5 業務の開始日  
平成27年8月27日

建築住宅課

## 長野県告示第391号

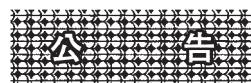
建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項及び第77条の35の8第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり業務を委任しました。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 業務区域  
長野県の全域
- 3 業務を行う事務所の所在地  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 4 委任した業務  
建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の業務
- 5 業務の開始日  
平成27年8月27日

建築住宅課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月27日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生東森の会
- 3 代表者の氏名  
松下 宗義
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡松川町生田8325番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、主として松川町生田地区住民が安心して末永く暮らしていく為に、里山整備・ボランティア活動・サロンに関する活動を行なうと共に、幅広い年齢層の関係を大事にし、地域住民の支え合いを目的とする。

県民協働課